

ドイツの教職に見られる傍系からの参入 －教職の専門性と教員資格の正統性－

榊原 禎宏・清水 久莉子*

Lateral Entry into the Teaching Profession in Germany: Profession as Teacher and Legitimation as its Qualification

Yoshihiro SAKAKIBARA and Kuriko SHIMIZU*

Accepted November 2, 2021

抄録：公教育を支える人的・物的・財的資源のうち、人的資源である教員の養成と研修には多くの時間を要する。ところが、その需要の推計は教員の年齢別構成だけでなく、学級編制基準の改変等の政策と行政にも左右されるため長期的には不可能に近く、教員の需給バランスを保つことは困難である。そして、需要が供給を大きく上回る時期に観察されるのが、正統なルート（正系）とは異なる傍系からの参入である。そこには、正系と大きく異なるべきでないが異ならざるを得ない、謳われる教職像とその実際の緊張および葛藤あるいは峻別の様子が投影されている。本報告は、連邦制を敷くドイツでの傍系参入の多様な方略を手がかりに、教職の専門性と教員資格の正統性に関する議論を試みた。

索引語：正系－傍系，教員養成，教員の需要と供給，教員資格，ドイツ

Abstract: Teachers are considered the most important resources that require a significant amount of time for education and development. However, it is difficult to maintain a balance between the supply and demand of teachers in the long term because of policy and administration trends, such as class size standards, in addition to the age structure of the teaching staff. When the demand for teachers far exceeds the supply, there is a lateral entry of teachers in schools, and the teaching staff enter the profession through a different route than the legitimate one. The tensions and conflicts or the distinction between logic and reality are projected in such cases. The teaching profession should not differ from the authentic, even though they are so to say from the sideline. This paper introduces and discusses this issue with the example in Germany as “Seiteneinstieg” or “Quereinstieg,” where the situation in each state is different under the federal system.

Key Words: legitimate route-lateral entry, teacher education, demand and supply of teacher, qualification for teacher, Germany

* 大阪大学大学院人間科学研究科博士後期課程

1. 問題—教員需給と教職の専門性

学校をはじめとする公教育は、人的・物的・財的その他の資源によって支えられるが、このうち人的資源とくに教員に関しては、教職大学院での「高度専門職業人」養成が謳われるように専門職と想定されており、その養成と研修には多くの時間を要する。それは、人的資源の調達と維持、開発にあたって、時間的コストが伴うことも意味している。

ところが、どれだけの教員を中長期的に確保すべきか、また確保できるかという教員需要の問題は、必ずしも精度高く推計できず、くわえて推計にもとづいて制度が直接的に改変されるわけでもないという限界を伴っている。たとえば1990年代半ば、教員需要が著しく減少した状況下であって、日本教育大学協会は『教員需要と教育系大学・学部のあり方』¹⁾をまとめ、およそ10年後の2000年後半には、2010年を待たずに需要が回復し、さらに教員供給が追いつかないほどになるという推計結果を示した。そして、この推計はおおむね妥当ではあったものの、正確さに限りがあった。

その理由の一つは、将来の政策的動向を考慮できなかった点である。総額裁量制による教職員配置の多様化、副校長・主幹教諭・指導教諭という「新たな職」の設置、あるいは常勤・非常勤講師の大量採用といった、2000年代初頭に生まれたさまざまな状況は、推計時に想定することが不可能であった²⁾。ところがこれらの動向は、教員あたりの児童生徒数の算出に直接的に関連しており、教員需要の推計に大きな影響を及ぼす。よって、これらの変数を考慮せずに行われる教員需要の推計の限界は明らかである。つまり、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」等にもとづき、近い将来の児童・生徒数は導けるものの、これに対応する教員数はかなり幅のある値として扱わざるをえない。

もう一つの理由は、推計と制度的な変更は直接的に繋がらないことである。たとえば、筆者の経験では「山梨県における教員需要の将来展望—1996～2016年度—」³⁾、「教員需要をめぐる動向とその推計」⁴⁾において、当時の教員供給の過剰な状況、すなわち教員就職難は長続きせず、やがて需要が高まることを示し、よって、教員養成にかかわる制度改変のコスト・パフォーマンスを検討すべきことを述べた。

その一方、同推計後の1997年に横浜国立大学が、1998年に山梨大学と新潟大学が教育学部を改めて、卒業に教員免許状資格を有することを求めない「ゼロ免」課程を含む教育人間科学部に改組した。また、文部科学省が設置した「国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会」(2001-2002)での議論を契機に、鳥取大学の教員養成課程が廃止され、その後の一府県一教育大学・学部の原則が崩れる序章となった。けれども、21世紀に入ってから教員需要の回復により、これらの大学はいずれも教育学部に再び名称を変更し、現在に至っている。つまり、教員需要の変動を見越した、効率的な大学マネジメントができなかったのである。

かくも、教員需要の長期的な推計は高い精度を持ちえず、また教員供給に適切に対応することも難しい。この事実が、理念としての教職の専門性論にも影響を及ぼす。すなわち、ある教職像に沿った人材を安定的に供給し、需要がこれに対応するのであれば、理念の効力つまり現実に対する理念の説明力は高い。なぜなら、教員の養成や研修に携わる大学等の関係機関が、教職への社会的ニーズに対応できるからである。

しかしながら、将来的に輩出されるべき教員数を大雑把にしか推計できないことから、日本

のように教員不足を避けるべく、有資格者を社会的にプールする方向を取れば、「教員になることもできる」と開放制的、すなわち鷹揚な教員養成となり、教職の「高度化」は後退せざるをえない。ここに理念と制度のずれが生じる⁵⁾。

このように、教員需給は教職像と正に相関している。教員需給のバランスが取れるなら教職像も安定的であり、あるべき姿を謳う意味はある。しかしそうでなければ、つまり教員需給が不安定ならば、その姿は規範論の地位を超えることができない。ちなみに、そこに言いたい放題「べき論」の跋扈する余地が生まれる。「求められる教師」の類のお喋りが後を絶たないのは、教員の需要と供給のバランスが担保されないために、何を言っても責任を問われることがないからである。

そして、教員の需要が供給を大きく上回る時期に生じるのが、正統なルート（正系）とは異なる傍系からの参入である。供給に対して需要が逼迫し、正系以外に人を求める状況では、教員資格の正統性に関わる緊張と葛藤あるいは峻別の様子が投影される。なぜなら、正系で想定される教職像から傍系が離れすぎると、教員資格の正統性が脅かされるが、かといって正統性に固執すると、求められる需要に応えられず、現実的な対応ができなくなるからである。このジレンマに対して、ステークホルダーである教育行政の方略に焦点を当てることで、教職という資格の存立基盤を明らかにすること、ここに、教職における傍系からの参入に注目する研究的意義が認められる。

以上の課題設定から本報告は、教員の不足が社会的問題となっている現在のドイツにおいて、広義の意味⁶⁾での傍系からの参入（*Quereinsteig, Seiteneinsteig*）⁷⁾の状況を概観し、教職の専門性と教員資格の正統性に関する議論を広げようとするものである。

2. 教職への正系のルート

ここでは、傍系との違いを確認する上で正系からの教職への参入、つまり通常の教員養成と教員資格の授与について、常設文部大臣会議（KMK）と大学関係の資料⁸⁾に依拠し、その概要を記しておこう。

（1）二段階の教員養成

連邦制と文化高権の原則のもと、ドイツでは学校制度ほか教育・文化に関わる事項が16の州により所管されている。各州の文部省に相当する行政機関が、州法にもとづき教員の養成・採用・研修と資格を規定しているのである。その上で、州を束ねて見るならば、教員養成の大きな特徴は、7－10学期（3年半から5年）の大学での教職課程を経て、州による第一次国家試験に合格あるいは学士－修士課程を修了した後、州により異なる12－24ヶ月の試補教員（準備勤務：*Vorbereitungsdienst*）を経験してから第二次国家試験に合格して初めて、教員資格が得られることである。

つまり、「大学における教員養成」ではあるものの、それだけで教員の養成が完了するわけではない。大学卒業後、試補教員として学校での準備勤務を経験しながら州文部省の所管する研究所・研修施設での養成が引き続き行われ、教員資格の授与に至る経路をたどることになる。

この点でドイツの教員養成は、大学の独壇場ではまったくない。

(2) 学校種にもとづく教員養成と修学年限（修得単位数）

州間の調整・協議を行う KMK は、教職を (1) 基礎学校教員 (Lehramt an Grundschulen)、(2) 基礎および中等教育段階 I の教員 (Lehramt der Primarstufe und Sekundarstufe I)、(3) 中等教育段階 I の教員 (Lehramt an Sekundarstufe I, Mittelschulen, Hauptschulen, Realschulen, regionalen Schulen)、(4) ギムナジウム教員 (Lehramt an Gymnasien)、(5) 職業学校教員 (Lehramt an beruflichen Schulen)、(6) 特別支援学校教員 (Lehramt für Sonderpädagogik) の 6 つに大別している。

2020 年 9 月現在、16 州すべてで (2) の養成は廃止または廃止されつつあり、学校段階を跨ぐ教員養成は見られなくなっている。また、5 - 10 学年に上級学校 (Oberschule) が置かれるブレーメン州および、5 - 9 または 10 学年に都市部学校 (Stadtteilschule) が置かれるハンブルク州では、(3) の養成は行われておらず (4) の養成と統合され、中等教育教員養成として統一的である。

なお、ザールラント州では (6) の養成はなされておらず、隣の州ラインラント＝プファルツ州の大学がこれを担っている。そして、大学での養成は教員の種類に対応しており、必要な修業年限（学期数）、修得単位数⁹⁾も決して一様ではない。表 1 は (1) 基礎学校教員と (3) 中等教育段階 I の教員について、各州¹⁰⁾の修業年限を示したものである。

表 1 各州の教員養成の修業年限（学期数：基礎学校教員および中等教育段階 I の教員）

州名	タイプ(1)基礎学校	タイプ(2)中等教育学校I	州名	タイプ(1)基礎学校	タイプ(2)中等教育学校I
BW	8	10	NI	10	10
BY	7	7	NW	10	10
BE	10	10	RP	8	9
BB	10	10	SL	8	8
HB	10	10	SN	8	9
HH	10	10	ST	8	8
HE	7	7	SH	10	10
MV	10	10	TH	10	10

いずれも、修業年限は 7 - 10 学期にわたるが、3 つの州で基礎学校教員の養成の方が短く、9 つの州で 10 学期と同じ長さである。修学年限の違いは修得すべき単位数の違いでもあり、小学校・中学校・高校の教諭であれば基本的に同じ最低修得単位数、つまり同じ修業年限を定める日本の教員免許状の発想とは異なっている。

(3) 第一次国家試験合格から学士－修士課程修了への移行

ドイツでは長らく、大学での学修修了としての第一次国家試験に合格し、任用を撤回されうる官吏 (Beamte auf Widerruf) である試補教員を経て、第二次国家試験に合格することで教員資格を得る仕組みが採用されてきた。しかし、1999 年のヨーロッパ高等教育圏の実現に関する合意、いわゆるボローニャ・プロセスを受けて、ドイツでも単位制度が統一され、標準化され

た高等教育の質保証として、学士課程と修士課程の整備が図られた。これにより、学士－修士課程の修了が第一次国家試験合格と同等と州文部省に認められることになり、2020 年現在、13 の州がこの制度を採用している¹¹⁾。

州を単位にした教職の国家資格に関して、その第一段階の適否を大学が認めることになった点で、第一次国家試験の廃止は国家と教職資格の関係を問い直すものでもあるだろう。もっとも、試補教員の経験とその後の第二次国家試験がすべての州で課されている点は従来と変わらず、「大学における教員養成」が教員養成の一部に留まるという原則は揺らいでいない。

3. 傍系参入の方略の多様性

(1) 量的状況の概観

表 2 傍系からの教職への参入者数と新規採用教員に占める割合の推移

年度	修士号を持つ	修士号を持たない	合計
	絶対数		
	全採用数に占める割合		
2010	1778	-	1778
	6.0%	-	6.0%
2011	1437	-	1437
	4.7%	-	4.7%
2012	949	-	949
	3.2%	-	3.2%
2013	698	-	698
	2.4%	-	2.4%
2014	1040	-	1040
	3.5%	-	3.5%
2015	1508	-	1508
	4.4%	-	4.4%
2016	3020	-	3020
	8.4%	-	8.4%
2017	4324	-	4324
	12.6%	-	12.6%
2018	4562	-	4562
	12.7%	-	12.7%
2019	3245	-	3245
	9.2%	-	9.2%
2020	2457	1056	3513
	7.1%	3.1%	10.2%

まず、ドイツ全体の状況を量的に見てみよう。表 2¹²⁾ は、2010 年度以降の傍系からの新規採用教員数と全体に占めるその割合(%)を示している。これらはいずれも、教職第一次国家試験に合格していない、準備勤務を終えずに採用された、その他(無期限の雇用)の教員であり、

かつ修士号の有無を示すものである。絶対数では、この間に 698 人から 4562 人と 7 倍弱の幅があり、全体に占める割合も 2.4% から 12.7% と約 5 倍の違いを見せている。

また、州によりその割合は大きく異なる。2020 年度の場合、傍系から採用された教員はドイツ全体で 10.2% だが、ザクセン＝アンハルト州、ブレーメン州、メクレンブルク＝フォアポンメルン州では、30% 以上を占めるのに対して、ヘッセン州、ラインラント＝プファルツ州、ハンブルク州では 5% に満たない¹³⁾。

くわえて、2020 年度の統計から区別されている、修士号を有する者とそうでない者を見ると、その割合も州によって大きく異なる。たとえば、バーデン＝ヴュルテンベルク州では採用された傍系参入者 324 人全員が修士号を持つが、ザクセン州では、これを持つ者が 16 人に対して持たない者は 134 人と、前者は 10% 程度に過ぎない¹⁴⁾。傍系のキャリアは一様でないことがうかがわれる。

なお、バーデン＝ヴュルテンベルク州とノルトライン＝ヴェストファーレン州を例に、2002 年度以降、傍系から採用された教員数を見ると、表 3¹⁵⁾ のようである。採用者数の多寡はもちろん、普通教育学校と職業学校ごとの採用数が年度と州によって異なることがわかる。かくも、傍系からの参入が示す内容は多様である。

表 3 バーデン＝ヴュルテンベルク州 (BW) とノルトライン＝ヴェストファーレン州 (NW) における傍系参入者数の推移 (ただし、2005、2007、2009 年度の当該データはなし) 筆者作成。

州名	BW			NW		
年度	普通教育学校	職業学校	合計	普通教育学校	職業学校	合計
2002	0	207	207	324	226	550
2003	0	146	146	500	123	623
2004	0	218	218	247	139	386
2006	0	160	160	108	105	213
2008	0	121	121	26	49	75
2010	57	148	205	949	171	1120
2011	24	108	132	780	118	898
2012	15	50	65	383	45	428
2013	10	132	142	98	60	158
2014	15	104	119	81	49	130
2015	17	139	156	157	130	287
2016	24	126	150	403	176	579
2017	12	80	92	611	176	787
2018	12	91	103	850	150	1000
2019	11	119	130	658	95	753
2020	121	255	376	573	97	670

次に、州ごとに定められる、傍系がたどるべきルートの特徴を、教員資格および教員採用の点に即して描き出してみよう。これにより、その多様性とあわせて共通する点を見出すことも

できるだろう。なお以下では、科目専門と教職専門のバランスおよび両者の関連という本論のテーマの対象になりにくい職業学校¹⁶⁾への傍系参入については扱わない。

(2) 各州の規定とその特徴

(a) 第一次国家試験に合格あるいは教員資格をすでに持つ者に対して、校種変更という傍系参入を認める方略

これに該当するのは、バイエルン州¹⁷⁾である。それは、少なくとも教職の第一次国家試験に合格している者が対象になるという、正系での養成ルートにより近く傍系が位置づけられている点で特徴的である。

2021年5月現在、傍系からの参入が可能なのは、基礎学校および中等教育学校 (Mittelschule) のみである。まず、基礎学校でこの特別措置の対象になるのは、①他州で基礎学校以外の学校種の第一次国家試験に合格またはこれと同等の修了資格を持ち、かつ他州の基礎学校での試補教員 (最低24ヶ月) を完了して、基礎学校教員資格を持つ者、②他州で基礎学校以外の教員資格を有し、かつ他州の基礎学校での最低24ヶ月の試補勤務を経験した者、である。かれらは、内務省の審査と資格の認定を経て、バイエルン州教員養成法に基づく特別措置の枠組みにしたがい採用される。

なお、他州での養成教育を受けているが、基礎学校での試補教員を24ヶ月未満¹⁸⁾しか経験していない教員や、24ヶ月未満の特別措置としての養成教育によって教員資格を取得した教員は、資格審査の上、個々のケースに応じて適切な手段 (たとえば、職業訓練) で補うことができる。ただし、この特別措置は、基礎学校の教員需要が高い限り、一時的に存在するものと付記されている。

この他、傍系からの参入として、「第二の資格 (Zweitqualifizierung)」と称される、官吏として中等教育学校の教職に就くことが可能である。その前提条件は、以下のいずれかであること、すなわち、①ギムナジウムまたは実科学学校の教員資格を有し、中等教育学校で12ヶ月以上のいわゆる条件付き (試用期間) を経験した者、または、②ギムナジウムまたは実科学学校の教員資格を有するものの、試補教員を経験していない者である。いずれも総合評点が3.5を下回ることも必要である。そして、①については1年間、②については2年間の試用期間を経なければならない。そこでは、授業観察、プレゼンテーションや授業、また学校視学 (Schulrat) や校長との面談等を経験する。そして、第二次国家試験に合格して、ようやく教員資格を得ることができる。つまり、同じ中等教育段階の学校でありながら異なる学校種の教員資格を得るために、1～2年間の試用期間を要するのである。

(b) 教員資格を有しない者に対して傍系参入を認めるものの、通常の試補教員とは異なる準備勤務を定めるとともに、資格の授与には長期の勤務を課す方略

ここに当てはまるのは、メクレンブルク＝フォアポンメルン州とブレーメン州である。それは、正系とまったく別のルートとして傍系が位置づけられるという特徴を持つ。

①メクレンブルク＝フォアポンメルン州¹⁹⁾で傍系から教職に参入するには、原則として大学を卒業し、少なくとも1つの科目に関する学修を終えていることが前提となる。もっとも、この科目に関する職業経験が十分な専門的基盤を形成している場合も、前提を満たすと見なされ

ることがある。この上で、同州はまず、1年間の期限付きでかれらを採用する。この間、学校での勤務と並行して、理論学習、テーマに即した経験の交流、振り返りの話し合いを伴う授業観察、最終授業訪問セミナーなど、さまざまな学習ユニットとしての資格モジュール(Qualifizierungsbaustein)を備える、基礎的な教職の能力(GPQ: Grundlegende Pädagogische Qualifizierung)を得るべく、学校に勤務しながら(berufsbegleitend)養成を受ける教員として採用される。この1年間の研修を無事に修了した者には、州の教員として一時的な雇用関係を認めるのである。そして、通常3年間(1年あたり80時間、計240時間)のモジュール化された資格シリーズ(MQR: dreijährige Modularisierte Qualifizierungsreihe)での養成が必須となる。

くわえて、教員資格を得るには、以下の3つの最低勤務年数のうち、いずれかを選ばなければならない。つまり、有する資格によって課される条件が異なる。すなわち、①5年間勤務の場合、2科目での修士号またはマギスター、あるいは他の高等教育機関での同等と見なされる学位を有しており、各科目につき週6時間以上を教えること、②7年間勤務の場合、1科目での修士号またはマギスター、あるいは他の高等教育機関での同等と見なされる学位を有し、勤務期間中、同科目を週に6時間以上教えること。③10年間勤務の場合、授業を担当する科目に関する学位を有していない、または高等教育機関でこの科目を学修していない場合、同科目を週に6時間以上教えること。

なお、①②③のいずれであっても、ギムナジウム教員を目指す者は、授業担当時数の半分以上を中等教育レベルII(10年生以上、ギムナジウム上級段階)で教えること。つまり、傍系から資格を持つ教員になるためには、最短でも5年間の学校勤務を経験する必要がある。

②ブレーメン州²⁰⁾でも、図1に明示されるように、正系ルートとは別に、傍系からの参入者に対する養成教育が設定されている。傍系からの参入はA、B、Uの3つに分けられ、授業を担当する2科目を大学での学修から導くことができない場合の措置として、関連する領域での職業経験や教職への適性を持つことなどを前提条件に、「養成を受ける教員」などとして準備勤務の期間を過ごし、第二次国家試験と同等の試験の合格をもって教員資格を得る。同州の場合、準備勤務の期間に大学で養成教育を受ける場合のあることも特徴的である。

(c) 試補教員の段階から傍系の参入を認め、第二次国家試験の合格をもって教員資格を授与する方略

ここに該当する州として、バーデン＝ヴュルテンベルク州、ハンブルク州、ヘッセン州、ラインラント＝プファルツ州、ニーダーザクセン州を挙げることができる。以下、それぞれを見てみよう。

①2021年現在、バーデン＝ヴュルテンベルク州²¹⁾における傍系からの参入については、ギムナジウムでは物理と情報の科目のみである。その際、物理学と情報学のディプロマまたは修士号を有する、あるいはこれらの学位と同等なことが前提条件である。そして、上記の学位が当該科目に合致すれば、通常の試補教員としての準備勤務に就くことができる。ただし、この2科目のうち主専攻の科目は、50SWS(Semesterwochenstunden:1学期における授業の時間数)または75LPの学修量を下回らないこと、副専攻科目は、30SWSまたは45LPの学修量を下回らないことが必要である。なお、試補教員を経て、第二次国家試験に合格すると、主専攻科目についてはギムナジウムの教員資格を、副専攻科目については低・中等段階(Unter- und

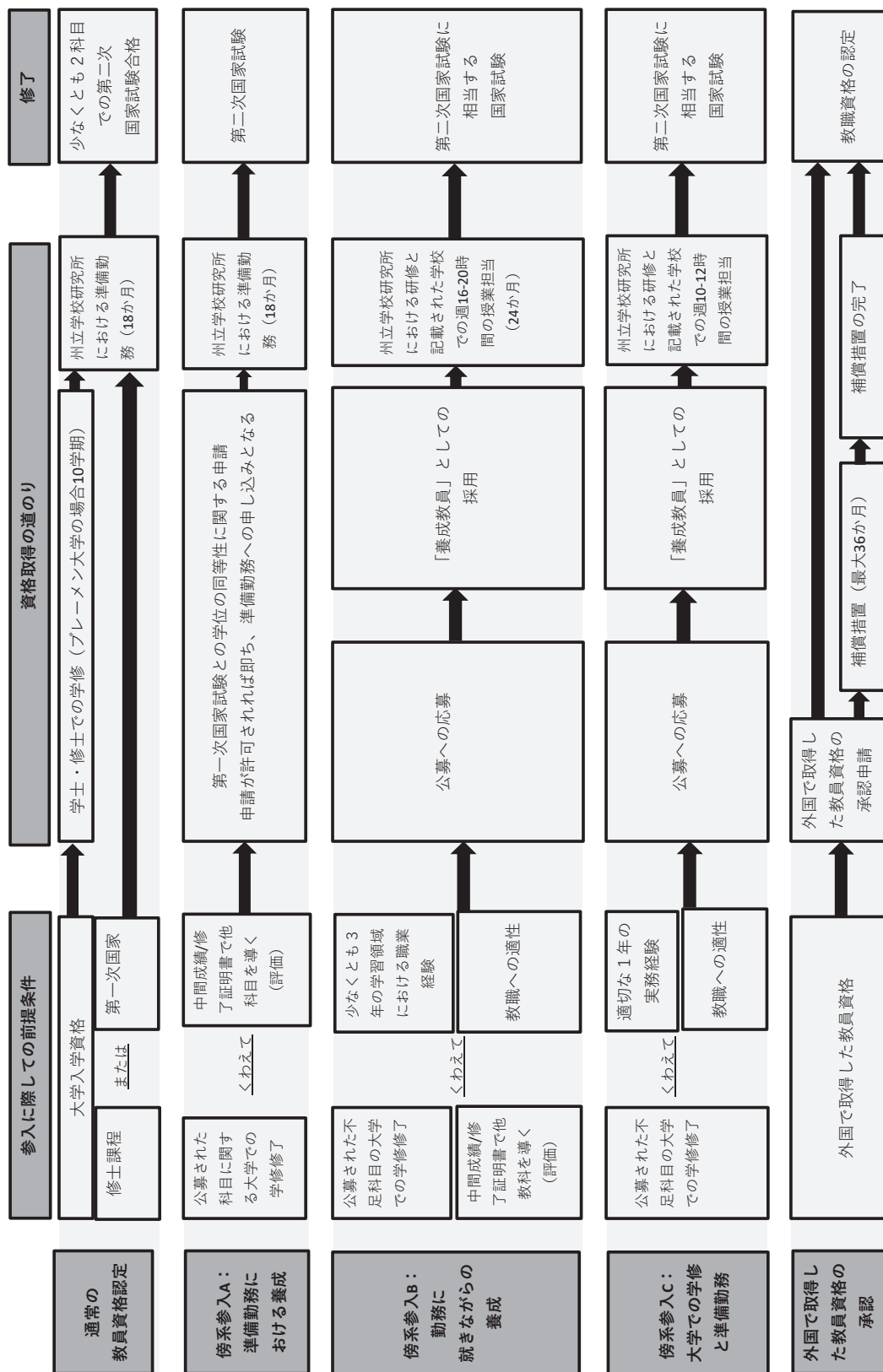


図1 ブレーメン州における教職への道筋と教員資格

Mittelstufe)の学校の教員資格を取得できる。

くわえて、基礎学校と中等教育段階Ⅰについては、2021年から、以下の前提条件を持つ者に門戸が開かれた。すなわち、基礎学校については、ギムナジウムまたは中等教育段階Ⅰの第一次国家試験に合格、または教職課程の修士号を有すること。ただし、その教員養成課程にドイツ語または数学が含まれていなければならない。また、「日常文化と健康」(Alltagskultur und Gesundheit)、生物、化学、物理、技術、地理、歴史、政治、経済、英語、フランス語、美術、音楽、スポーツ、プロテスタント神学／宗教教育、カトリック神学／宗教教育、イスラム神学／宗教教育、以上の科目のいずれか1科目が含まれていなければならない。なお、試補教員(準備勤務)の段階にスムーズに進むために、初等教育の基礎に関する入門コースを受講しなければならない。

また、中等教育段階Ⅰについての前提条件は、ギムナジウムの第一次国家試験に合格、またはギムナジウムの教職課程の修士号を取得していることである。ただし、中等教育段階Ⅰの科目群(生物、化学、ドイツ語、英語、倫理学、プロテスタント神学／宗教教育、カトリック神学／宗教教育、イスラム神学／宗教教育、フランス語、地理、歴史、情報、美術、数学、音楽、物理学、政治学、スポーツ、情報、経済学)のうちから2科目を教職課程で履修していなければならない。なお、カトリック神学、プロテスタント神学、イスラム神学、哲学／倫理の組み合わせは認められない。

このように、傍系から教職に参入する際の学校種や科目は限られており、また年度によって替わる一方、試補教員までの養成課程を経ていない者が正系ルートに乗ることを認めているのである。

②ハンブルク州²²⁾で2021年現在、傍系からの参入が募集されているのは、ギムナジウムにおける物理、情報、数学、化学、音楽、演劇・舞台芸術、美術、初等学校・中等教育段階Ⅰの物理、情報、数学、化学、音楽、演劇・舞台芸術、そして特別支援学校での全科目である。大学および同等の高等教育機関を修了し、上記科目のいずれかに関連する学位(ディプロマ、マギスター、修士)の取得が前提である。これらが満たされた場合、2回の面接による選考で教職への適性を審査する。これが認められれば18ヶ月間の試補教員に就くことになり、これ以降は正系の教員志望者と同じ条件が適用される。そして準備勤務が無事に終了すると、第二次国家試験を受けることができる。なお、大学修了後、関連する職業的経験または公立学校で教えた経験(Unterrichtserfahrung)のあることが望ましい。

ただし、「教職課程は、優れた指導と授業のための学術的なコンピテンスを得るための正系」(Das Lehramtsstudium ist der vorrangige Weg, um sich wissenschaftliche Kompetenzen für ein qualifiziertes Erziehungs- und Unterrichtshandeln anzueignen.)であり、教職に就くためには、教職課程での養成がまず念頭に置かれている。傍系参入を保証する法的拘束力はなく、教員の確保が急務の科目や専門分野では、教員資格を持つ者が十分でない場合に限り、傍系として試補教員を採用することが明記されている。さらに、傍系参入が認められ、前提条件ほかすべての要件を満たした場合でも、正系ルートの者を優先することが規定されており、傍系参入者に必ず試補教員への道が開かれているという訳ではない。

③ヘッセン州²³⁾では、2021年現在、基幹学校と実科学校において、教員不足が明らかな物理、化学、美術、音楽の科目で試補教員に傍系からの参入が可能である。その前提条件として、物

理または化学の場合、物理学または化学の学位（8 学期以上の学修、ディプロマ II の学位、修士号、あるいはこれらと同等の学位）を有すること、少なくとも「満足（befriedigend）」以上の評価を得ていることである。そして、教職への適性検査に合格すれば、正系のルートである第一次国家試験の合格者と同じく、試補教員になることができる。ただし、適性検査の結果が良好であっても、正系からの申請者が優先されるため、傍系から必ずしも試補教員になれる訳ではない。

④ラインラント＝プファルツ州²⁴⁾では、2021 年現在、特別支援教育の一部の科目、実科学校プラス²⁵⁾の物理、化学、フランス語、美術、音楽での傍系参入が可能である。大学または同等の高等教育機関のディプロム、マギスター、修士号などの学位を有する者を採用する。

傍系から試補教員に参入する場合、24 ヶ月の撤回可能な官吏の身分が与えられる。これまでに教壇に立ったことがあり、試補教員の期間中に顕著な向上が見られた場合は、最大 6 ヶ月間短縮できる。かれらは、教育と指導全般の理論と実践、および研究に基づいたそれぞれの指導科目に精通することを目標に、研修所でのセミナーと勤務する学校において養成教育を受ける。

その後、第二次国家試験に合格すれば、傍系参入者は完全な教員資格を取得し、教職に就くことができる。傍系参入の枠は、需要のある科目について設けられるので、教職に就ける可能性は非常に高く、総合制学校などの学校種あるいは勤務地を選ばない場合は、その可能性はより高まる。

なお、学校生活の様子および教員に求められることを知るために、傍系から教職への参入を希望する者には、応募前に学校を見学できるようになっており、この機会を活用することが強く勧められている。もっとも、正系から進んだ者の第一次国家試験合格と試補教員数が確定してはじめて、傍系からの参入者数は決められる。また、セミナーへの受け入れに関しても、傍系からの参入者には制約を伴う場合がありうる。

⑤ニーダーザクセン州²⁶⁾では 2022 年 1 月までの申請として、基礎学校、基幹学校・実科学校のすべての科目、ギムナジウムの化学、情報、芸術、数学、音楽、物理、「価値観・規範（Werte und Normen）」の科目、そして特別支援学校への傍系参入を募集している。その前提は、①大学または大学に相当する高等教育機関において、少なくとも 8 学期を経て、修士号または同等の学位（ディプロマ、マギスター）を有すること、あるいは、②主専攻科目を授業科目と見なしうる、または特別支援学校の場合は、主専攻科目を特別支援教育の科目領域と見なしうることである。

また、有する学位から 2 科目を担当できることが導かれなければならない、特別支援学校の場合は、特別支援教育の領域と 1 科目の組み合わせになる。これらの結果、かれらが試補教員として準備勤務に就くことになれば、正系のルートを経た者と同等に扱われるが、あくまでも正系ルートが優先的であり、試補教員の定員が満ちた場合、傍系からの参入は認められない。そして、第二次国家試験に合格すれば、同州の教員資格を得られる。なお、その他条件を満たしかつ 45 歳以下であれば、試用期間の官吏として任用されるが、それ以上の年齢の場合は、労働協約にもとづく被傭者として教員に採用されることになる。

以上、これらの州では正系に近いルートを傍系もたどりうるが、傍系の優先度は低く、正系があくまでも第一義的なことは明らかである。

4. 結論と課題

以上、ドイツの8つの州における傍系からの教職への参入の方略を検討することを通じて、次のことを明らかにした。それは第一に、傍系からの教職への参入とは、大学段階からの教員養成を経していない者、あるいは当該の学校種とは異なる教員資格を持つ者に対する養成教育を基本的に意味しており、「中途採用」や「中途入職」ではないということである。かれらは、大学を修了、学位の取得が前提であり、教職課程を経っていないが担当する授業科目に関連する専門分野を学修していること、当該分野に関わる職業経験があること、教職の適性が認められること等の条件を伴って、傍系から教職に参入する道を歩むことができる。

傍系のかれらは、大学で学士一修士課程を経て教職の第一次国家試験に合格、その後に試補教員を経験する正系のルートとは異なり、教育学や心理学など教職専門を学修していないため、「養成中の教員」(ブレーメン州)等として学校で勤務しながら、正系よりも長い期間の養成教育を受け、試補教員あるいは別の養成教育を経験し、第二次国家試験やそれに相当すると見なされる試験に合格、補償措置を受けたと認められることで教員資格が得られる。

また第二に、傍系から参入する場合も、学術的養成と学校での勤務が必須となっている点では、正系と共通している。かれらは、研修所でのセミナーや学校において養成教育を受け、さらに試補教員あるいはこれと同等と見なされる経験の後、試験に合格して教員資格にたどり着くのであり、しかも、メクレンブルク=フォアポンメルン州のように、最長で10年にも及ぶ長い期間、勤務しながら養成教育を受けることを規定する州もある。つまり、傍系は正系とは異なるルートから教職に就きうるものの、それは正系に値する時間的コストを伴うことで初めて可能となる。これほどまでにドイツでは、教員資格の正統性が重視されていることが見て取れる。

そして第三に、州間、また州内までも傍系からの参入のあり方は多様であり、決して一様には捉えられないことである。それは、教員資格の取得を前提に他の学校種の教員資格を得るためのルート、教員資格を有しない者への長期的な養成教育を通じて教員資格を得させるためのルート、第二段階の養成である試補教員の段階から傍系の参入を認め、正系との差別化を解消するルートがある他、傍系参入に関して複数の仕組みが設けられている点に確かめることができる。

さらに第四に、傍系からの参入者にとっては、前提条件を満たし、また養成教育を受けたからといって、教員資格の授与や無期限の採用が保証されているわけではなく、教員需給の調整弁に留まることも明瞭である。傍系からの参入は、教員需要の状況に応じて州文部省が年度、学校種、科目ごとに定めており、恒常的な制度として存在しているわけではない。あくまでも暫定的、限定的なルートとして傍系からの参入が位置づけられている点でも、教職へのハードルは依然として高い²⁷⁾。

以上の結果は、免許授与者による教育職員検定のみで特別免許状と臨時免許状が授与され、さらに免許主義の例外として免許外科目担任制度や特別非常勤講師制度が設けられている日本と好対照である。なぜなら、一方で専門職論が喧伝されながら、例外的つまり傍系からの教職への参入をより寛大に、まさに開放制的に扱っているからである。くわえて、特別免許状については「教職課程を経て取得する普通免許状との同等性が過剰に重視され、指導計画・指導案・教材の作成、指導方法・指導技術等について知識経験等を有していないことが障害となって、

授与が進んでいない」²⁸⁾ ことを理由に指針が改定、普通免許状との違いが強調されている。ドイツとの比較で言えば、日本における教職の専門性は制度的に担保されているとは言えず、教員資格の正統性も決して力強いものではない。

さて、ドイツでは2010年代半ばにシリアやアフガニスタンなどから大量の難民 (Flüchtlinge) を受け入れたことから、その子どもたちの教育のために、難民でかつ母国で教員だった人々を学校教員として迎える試みと議論が進められている。

たとえば、ブランデンブルク州のポツダム大学では、難民の教員プログラム (Refugee Teachers Programm) を2016年から提供しており、2021年に第4期を迎える。これは、大学を卒業しており母国で教員の経験のあること、難民として認定され英語またはドイツ語の基本的知識を有することを条件に、ドイツでの教員資格が得られるように支援するものである²⁹⁾。こうした動きに沿う立場から、現状に批判的な教育科学組合 (GEW) は次のように主張している。「2016年から2018年の3年間に、GEWは外国で得た教員資格の認定を希望する少なくとも12,000人の相談に乗り、7,365件の初回認定申請を行っています。これらのうち年平均で11%がドイツで取得した資格と完全に同等と認定される一方、17%は拒否され、68%は補償措置 (Ausgleichsmaßnahme) の対象となりました。これまでのところ、外国での教員資格を持つ者のうち、認定あるいは代償措置により教員資格が認められたのは年間約500人、認定申請者のわずか20%です。」³⁰⁾

国民形成を前提に教員養成のあり方が議論されていた時代は終わり、グローバル社会への対応が求められる今日、教員輩出に関わる正系－傍系の問題は、「子どもの利益」や「人権としての教育」の観点から教員資格のあり方を問うことにも連なっている。今回扱えなかった州における傍系参入と合わせて、これに関わる実態の把握も今後の課題とされる。

注

- 1) 千葉堯・蓮見音彦・佐藤郡衛・榊原禎宏・山崎博敏 (1995) 『教員需要と教育系大学・学部のあり方』日本教育大学協会教員需給等検討特別委員会報告書
- 2) 潮木守一 (2009) 「『証拠に基づく政策』はいかにして可能か？－教員需要推計の事後検証をもととして－」(『高等教育研究』12, pp.169-187) では、依拠する既存統計の違いや年齢別教員構成の不明などが推計過誤の原因に挙げられているが、なぜか政策的動向については言及されていない。
- 3) 榊原禎宏 (1996) 「山梨県における教員需要の将来展望－1996～2016年度－」『山梨大学教育学部研究報告』46 (1), pp.132-141
- 4) 榊原禎宏 (1996) 「教員需要をめぐる動向とその推計」『日本教育行政学会年報』22, pp.185-189
- 5) ちなみにドイツの場合、教員資格を得るための大学における学修履修量は、日本のそれのおよそ3～5倍であり、教職へのハードルが高く維持されている、つまり教職が排他的な点で、謳われる教員像により近づくことのできる制度設計になっていると言える。榊原禎宏・清水久莉子 (2021) 「ドイツの初等教育における教員需給の展望－音楽科教員の場合－」『京都教

育大学紀要』138, pp.229-230 を参照。

- 6) 「Seiteneinstieg と Quereinstieg という用語はしばしば同義語で使われる一方、多くの州でその意味は区別されている。」Hilfe bei Lehrermangel: Seiten- und Quereinstieg – Bundesländervergleich (<https://magazin.sofatutor.com/lehrer/hilfe-bei-lehrermangel-seiten-und-quereinstieg-bundeslaendervergleich/>, 2021.9.30 最終確認。Web ページの最終確認日は、以下同じ。)
- 7) 藤田恭子 (2019) 「ドイツにおける教員不足問題－移民・難民の社会統合に関する研究のための予備的考察－」『東北大学大学院国際文化研究科論集』27, p.20 の表現に拠る。なお、前原健二 (2021) 「ドイツの中途入職教員関連施策の現状と課題」『東京学芸大学次世代教育研究センター紀要』2, pp. 9-16 はこの動向を追っているものの、①傍系の定義および該当する学校種・科目等の条件を定める、各州の文部省の関係文書を分析していない。②同 p.13 のベルリン自由大学における「Q マスター・プログラム」が、立花有希 (2019) 「移民社会ドイツにおける教員養成－ベルリンの言語教育モジュールについての検討－」『宇都宮大学国際学部研究論集』47, p.119 にすでに記述されているにもかかわらず、先行研究に挙げていない。③同 p.16 の注 5, 11, 13 に Tillmann, K.-J., Lehrerkraftemangel–eine unendliche Geschichte. In : Pädagogik, 71 (6), 2019 と引いているが誤りで、Klaus-Jürgen Tillmann, Von einer Notmaßnahme zu einem dauerhaften Konzept? -Der Seiteneinstieg der Lehrerberuf, In : Pädagogik, 71 (6), 2019, S.11-14 が正しい。
- 8) KMK: Sachstand der Lehrerausbildung, 7.10.2020, Der offizielle Studienführer für Deutschland von Bundesagentur für Arbeit und Das Informations- und Bewerbungsportal -Bewerbung für ein Studium an deutschen Hochschulen (<https://studienwahl.de/studienfelder/lehraemter/>)
- 9) ECTS : European Credit Transfer and Accumulation System, ヨーロッパ単位互換評価制度にもとづき、25 – 30 時間の学修量を 1 単位 : LP (Leistungspunkte) と換算する。1 学期 (半年間) あたり 30 単位の履修が想定されている。
- 10) 州名は次のように略記。BW: Baden-Württemberg, BY: Bayern, BE: Berlin, BB: Brandenburg, HB: Bremen, HH: Hamburg, HE: Hessen, MV: Mecklenburg-Vorpommern, NI: Niedersachsen, NW: Nordrhein-Westfalen, RP: Rheinland-Pfalz, SL: Saarland, SN: Sachsen, ST: Sachsen-Anhalt, SH: Schleswig-Holstein, TH: Thüringen
- 11) ただし、バイエルン州、ヘッセン州、ザクセン＝アンハルト州では、現在も第一次国家試験が行われている。
- 12) STATISTISCHE VERÖFFENTLICHUNGEN DER KULTUSMINISTERKONFERENZ Dokumentation Nr. 228, Juli 2021, Einstellung von Lehrkräften 2020, Sonstige (unbefristete) Lehrkräfte (ehemals Seiteneinsteiger), Tabelle 1.16 Mit sonstigen (unbefristeten) Lehrkräften (ehemals Seiteneinsteiger) besetzte Stellen, S.37
- 13) 同上, S.37
- 14) 同上, S.37
- 15) 州ごとの傍系参入者数が掲載されている 2002 年度以降の KMK, Einstellung von Lehrkräften (各年度版による。ただし、2005, 2007, 2009 年度については、当該データなし)

にもとづく。

- 16) 職業学校への傍系参入は, Direkteinstieg (養成や資格試験を経ずに, 直接に学校で勤務する) をたどる可能性が高い (<https://lehrer-online-bw.de/Lde/Startseite/lobw/Direkteinstieg>)。なお, 2021 年現在, ザールラント州では職業学校へのみ傍系からの参入を認めている。
- 17) Bayerisches Staatsministerium für Unterricht und Kultus: Stand Mai 2021, INFORMATIONSBLATT „Zweitqualifizierung “ zum Erwerb der Lehramtsbefähigung für das Lehramt an Grundschulen (<https://www.km.bayern.de/lehrer/lehrausbildung/grundschule/quereinstieg.html>)
- 18) 基礎学校の教員養成について見ると, 試補勤務の期間は, ザクセン=アンハルト州の 16 ヶ月, ベルリン州の 18 ヶ月, ヘッセン州の 21 ヶ月などがある。
- 19) MecklenburgVorpommern Ministeriums für Bildung Wissenschaft und Kultur: Stand November 2020, Informationsblatt für Lehrkräfte im Seiteneinstieg an allgemein bildenden Schulen des Landes Mecklenburg –Vorpommern (https://www.lehrer-in-mv.de/fileadmin/Bilder_und_Dokumente_AG/Dokumente/Dokumente_Lehrer/Informationsblatt_fuer_Lehrkraefte_im_Seiteneinstieg_2020-11-19.pdf)
- 20) <https://www.bildung.bremen.de/seiteneinstieg-202758>
- 21) Ministerium für Kultus, Jugend und Sport Baden-Württemberg, Seiteneinstieg in den Vorbereitungsdienst Lehramt Grundschule sowie in den Vorbereitungsdienst Lehramt Sekundarstufe I (<https://lehrer-online-bw.de/Lde/6019826>)
- 22) Freie und Hansestadt Hamburg Behörde für Schule und Berufsbildung, Quereinstieg in den Vorbereitungsdienst an Hamburger Schulen (<https://www.hamburg.de/contentblob/12745610/54d3b2b5381ee68574eb6f3894785de0/data/quereinstieg.pdf>)
- 23) Hessische Lehrkräfteakademie, LEHRAMT AN HAUPTSCHULEN UND REALSCHULEN Möglichkeiten für einen Quereinstieg (<https://lehrkraefteakademie.hessen.de/lehrausbildung/vorbereitungsdienst/quereinstieg/haupt-und-realschule>)
- 24) Ministerium für Bildung Landesprüfungsamt Stand: Mai 2021, Einstellung von Quereinsteigerinnen und Quereinsteigern in den Vorbereitungsdienst für Lehrämter an allgemeinbildenden Schulen (https://bm.rlp.de/fileadmin/bm/Bildung/Schule/Lehrerin_Lehrer_werden/Quereinstieg_ABS.pdf)
- 25) 以前の基幹学校と実科学校が, 2009/2010 年度から徐々に統合された中等教育学校。
- 26) Niedersächsisches Kultusministerium Stand August 2021, Einstellung in den Vorbereitungsdienst für ein allgemein bildendes Lehramt im Rahmen des Quereinstiegs (https://www.mk.niedersachsen.de/startseite/schule/lehrkraefte_und_nichtlehrendes_personal/wege_in_den_schuldienst/einstellung_in_den_vorbereitungsdienst/quereinstieg_in_den_vorbereitungsdienst_an_allgemein_bildenden_schulen/quereinstieg-in-den-vorbereitungsdienst-an-allgemein-bildenden-schulen-167436.html)
- 27) この傍証として, GEW ベルリンが「完全な教授能力を持たない教員 („Lehrer ohne volle Lehrbefähigung“ = LovL.) に資格を与えるべきことを要求」という声明 (2018.11.30) の中で, 「教授能力を持たない教員を恒常的かつ実質的に雇用することで, 学術的な教員養成およ

びベルリン州の学校の質をさらに低下させてはならない」と主張している (<https://www.gew-berlin.de/berufseinstieg/lehrerin-werden/lovl-seiteneinstieg/>)。なお、教授能力の認定と教員資格については、榑原禎宏 (2020) 「ドイツにおける『教科外の教員による授業 (Fachfremdes Unterrichten)』と教員の職能—日本の相当免許主義に関する考察」『京都教育大学紀要』137, pp.25-38, を参照。

28) 文部科学省「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」(別添) 2021.5.11, p.2

29) Qualifizierungsprogramm für geflüchtete Lehrkräfte geht in die vierte Runde – Bewerbungen bis 3. Juli (<https://www.wis-potsdam.de/de/universitaet-potsdam/qualifizierungsprogramm-gefluechtete-lehrkraefte-geht-vierte-runde-bewerbungen>)

30) GEW: „Mehr migrierte Lehrkräfte an die Schulen! (移民の教員をもっと学校へ)“ 2021.9.6 付 (<https://bildungsklick.de/hochschule-und-forschung/detail/gew-mehr-migrierte-lehrkraefte-an-die-schulen>)